

平成 28 年 6 月 15 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月15日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石黒和彦	副 町 長	北川眞木夫
総 務 部 長	大岩良三	総 務 課 長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	大岩幹治
税 務 課 長	石黒廣輝	企 画 部 長	鈴木良一
企 画 課 長	田中嘉久	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	吉村仁志	建 設 課 長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水 道 課 長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住 民 課 長	鈴木正則
福祉課長	神谷和伸	環 境 課 長	宮地廣二
保健介護課長	滝本功	教 育 課 長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森 崇史

学 校 給 食 会 計 管 理 者
セ ン タ ー 所 長 兼 出 納 室 長
宮 本 政 明 鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

それでは、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をとり行わせていただきます。

大きい質問の1. 町内文化財整備事業につきまして。

平成17年3月に地域の活性化、文化振興等に生かすことを目的に、内田家から南知多町に寄贈された尾州廻船内田佐七家、内田佐平二家の整備事業も平成27年度に終了いたしました。今年度からは、修繕工事報告書等を作成する段階に入ります。そこで、内田佐七家を初めとした文化財を後世に伝承する町の各事業について質問を行います。

①内田佐七家関連の修繕に平成25年度に約1,900万円、平成26年度に約4,200万円、平成27年度に約890万円の予算を費やしています。平成17年度以降、現在までに修繕費、報告書作成費等の総額は幾らか。

②地域の活性化、文化振興に生かすという目的で平成17年度から始まった内田佐七家事業は、現在、どのように地域に生かされているか。また、地域に生かすとは、具体的

にどのようなことを言うか。

③修繕工事が終了した内田佐七家を地域の活性化、文化振興に今後どう生かしていく構想なのか教えてほしい。また、産業振興課は、このような地域の財産をどのように考えているのか。

④内田佐七家は、どこが主体となって地域の活性化、文化振興に生かしていくのか。また、地元の観光協会やまちづくり協議会等には、どのようにかかわり合ってほしいのか。

⑤今年度、事業費399万円の予算を投じて無形文化財の映像作成を行うが、記録映像を文化継承以外にも活用する考えはないのか。また、産業振興課と活用の連携はとれているのか。

⑥山海ふれあい会館に移転している郷土資料館の収蔵資料について、収蔵物にはどのような歴史的な価値があるのか。また、今後どこに展示し、どのように活用していく方針か。

続きまして、大きい質問2. 遊歩道整備について。

現在、愛知県により山海地区の堤防整備工事が進められていますが、そのことに関して次の質問をします。

①堤防上部に遊歩道ができると聞いているが、遊歩道は県と町のどちらが施工するのか。また、遊歩道の完成は何年度か。

②山海観光協会から山海川まで遊歩道を延長してほしい。また、山海公民館の臨時駐車場部分を遊歩道の広場として整備してほしいと要望があるはずだが、要望についてはどのような対応を考えているのか。

③ホテル・ド・マロニエから内海方面への約300メートル区間について、張り出し歩道等を設ければ、山海から内海東端まで堤防の内側を歩く遊歩道がつながる。この300メートル区間を整備することは検討できないか。

この区間は、山海から内海中学校に自転車通学する生徒にとって歩道が狭く、通行車両と接触する非常に危険性のある区間でもある。そのことも踏まえて、整備を進めることはできないか。

④山海から内海東端までの区間が遊歩道してつながれば、区間中間にある小柵公園の駐車場を有効利用して内田佐七家、梅原猛家、つぶてヶ浦などの内海の各名所をめぐる町内散策路や山海岩屋観音までのウォーキングコースなど地域の活性化に生かすことが

できる。町と地元が一体となって、遊歩道、散策路整備を取り組むことはできないか。

⑤修繕工事が終了した内田佐七家のほか、3年計画で調査・整備している郷土資料館の収蔵物、山海海岸堤防上の遊歩道事業等にも多額な予算を計上しています。これら事業に貴重な税金を使うことは必要なことであり、大事な投資と考えていますが、投資と考える以上、それに見合った見返りが住民になければならないと考えます。

町長は、日ごろから「仏つくって魂を入れなければ何もならない。1 + 1 を 3 にしなければ」と言われています。

そこで町長にお尋ねします。

前述の事業を、「仏をつくる」だけや「1 + 1 が 2 になる」だけに終わらせないために、町長は何が重要であると考えるか。以上です。

あと再質問につきましては、自席にてとり行います。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

それでは、御質問の1 - 1、平成17年度以降、現在まで内田佐七家関連の修繕費、報告書作成費等の総額は幾らかということにつきまして答弁させていただきます。なお、内田佐七家関連とありますが、佐平二家もあわせて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

平成17年度から平成26年度までの間に、日本宝くじ協会からの助成金、国の地域活性化交付金、内田家からの寄附金などを受けながら実施させていただきました内田佐七家・佐平二家に係る整備工事費、調査設計費の合計額は1億7,309万6,000円であります。また、修理工事報告書につきましては、内田佐七家分は、平成23年度、平成24年度におきまして、合計で305万6,400円で作成済みであります。また、内田佐平二家分につきましては、今年度270万円の予算で作成する予定であります。

なお、このほか内田佐七家におきましては、平成18年度に約180万円相当の修繕工事費及び平成22年度には約1,500万円相当の循環式トイレ設置工事について、ともに内田家の直接支払いで施工をしていただいております。以上であります。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

これからの今年度以降というか、内田家の維持管理、ランニングコスト等は幾らになるのか、教えてください。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

維持管理費ということでございます。

今年度の予算ベースで御案内させていただきますと、内田佐七家・佐平二家合わせての主な維持管理費用としまして、管理人の賃金、光熱水費、電話料、警備委託費、庭木の管理費、循環式トイレなどの保守点検料、防火設備の点検料、ボランティアガイドへの委託費などございまして、イレギュラーである修繕費や害虫駆除費などを除きますと、おおむね年間450万円がかかることとなります。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ランニングコストがこれから450万円ぐらいかかるということですがけれども、それらの捻出方法とかは、何かお考えになっているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

その財源ということだと思っておりますけれども、現在まで毎年入場料があります。しかしながら、入場料については、毎年30万円から四十数万円、27年度でいきますと41万6,040円になるわけですがけれども、この程度しかございません。したがって、その不足額は一般財源で充当していくほかないわけでございます。例えば今後、歴史資料のテーマ別の展示などを通じて内田家の価値や魅力をできる限り発信すること、それから観光協会などとのタイアップによってツアー客の呼び込みができるかどうか、そういったことを含めて入場料をふやすべく検討していくしかないと思っております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

約400万円以上は、一般財源から出さなきゃいけないということをお聞きいたしました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

関連がありますので、御質問の1-2の内田佐七家整備事業は、現在、どのように地域に生かされているのか。御質問の1-3の修繕工事が終了した内田家を、今後、地域の活性化、文化振興にどのように生かしていく予定か。そして、御質問1-4の今後、内田家はどこが主体となって地域の活性化、文化振興に生かしていくのかということにつきまして、一括して答弁をさせていただきます。

なお、御質問の1-3の後段につきましては、建設経済部長より答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

現在、内田佐七家につきましては、毎週土曜日・日曜日、祝日における一般有料公開のほか、毎年開催をさせていただいておりますクラシックコンサートや空の会によるアート展、文化協会による茶会や、さし花展、昔のくらし体験講座など文化活動の場として活用させていただいております。

今後の活用構想としましては、両家の重立った部分の整備工事が完了したことに伴いまして、まずは佐七家については、国の重要文化財として、そして佐平二家につきましては、国の登録有形文化財として指定していただくべく、今後、国と協議をしてみたいと思っております。

まず佐七家の国の重要文化財指定の件でございますけれども、現在、知多半島において和風建築物として国の重要文化財に指定された事例はなく、佐七家が指定されることになれば、知多半島で唯一の国の重要文化財の指定を受けた和風建築物ということになります。

また、佐平二家は、本町初の国の登録有形文化財建造物となるわけでございますので、

来館者も貴重な文化財として認識してくれるとともに、町民の文化財保護意識の向上につながるものと期待をしているところであります。こうした意味からも、両家を町民の貴重な財産、ひいては国民の貴重な財産として後世に伝えていくことが必要だと考えております。また、佐平二家につきましては、平成30年度に取り壊される予定の郷土資料館の収蔵資料の一つであります廻船関係の資料展示を行う場としても活用していきたいと思っております。

なお、今後の内田家の活用につきましては、文化財の担当でございます教育委員会が主体となって取り組んでまいるということとなります。

文化財の保存と活用の両立につきましては、非常に重要で悩ましい問題でございます。そもそも文化財保護法は、昭和24年の法隆寺金堂の火災によって壁画が焼損してしまったことがきっかけとなって議員立法により制定されたわけですけれども、文化財建造物というものは、火災を初め、大きな損傷などで一度失われてしまうと取り戻すことのできない固有の価値を保有していると考えております。したがって、施設の活用に当たっては、文化財としての価値を損なうことのないよう、特別の配慮をする必要があると考えております。

また、観光協会やまちづくり協議会を初め、地域の皆さんには、内田家のPRを初め、入館者の増の対策、観光ボランティアなど、内田家のさらなる活用にお力添えをいただければありがたいと考えております。以上であります。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問1－3後段の、産業振興課はこのような地域の財産をどのように考えているかについて答弁させていただきます。

内田佐七家を初めとした町の文化財は、観光資源としての側面もあると考えますので、観光PRに利用し、観光客の増加につなげていきたいと考えています。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

今後の活用につきまして、今答弁にありました茶会とか、そういうことに使うということですが、そうしますと、今の入場料等40万円、ランニングコストが450万円、ここの関係は改善されるとか、変わらないわけだと思います。このまま毎年400万円ぐらいの持ち出しを行いながら、内田佐七家、内田家を保存していく意義というのは、文化的なことでは大変あると思うんですけれども、この維持管理450万円、これはかかるお金だとはわかるんですけれども、ここを削減する方法とか、何かお考えはないんでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

非常に難しい問題でございまして、今、冒頭答弁で申し上げたように、土曜日・日曜日しか開館していないというところではございまして、毎日公開すればツアーも組んだり、観光業者との提携も組めたりというところで入館者数がふえるわけですが、そのための人件費等の増に対して対応できるかというところ、なかなか難しいというところがございます。

今後、そういった魅力を上げるということと、観光協会とのタイアップで、そういった観光協会からのツアー客の呼び込み、そういったことができるのかどうかということも含めて、検討していくのかなあというふうに考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

内海・山海地区にはまちづくり協議会等、しっかり活動されているところがあると思うんですけれども、そういうところに依頼するとか、頼むとか、そういうことをして少しでもかかわっていただければ、またそれが文化保存につながると思うんです。そういうかかわり方を持っていただいて、450万円かかるランニングコストを下げてください、そういうことは検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

非常にありがたい話でございまして、例えば開館していないときでも、そういったボランティアの方が御案内をしてあけて入場料を確保するという手もありますので、そういったことも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

続きまして、建設経済部長さんのほうのお答で、観光振興に生かしていきたいというふうにありましたけれども、具体的には、どのように生かすべきなのか、方法はあるわけでしょうか。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

観光のPRの方法につきましては、町の総合パンフレットが作成してございます。内田佐七家に限らずほかの神社仏閣、史跡等をパンフレットに掲載しています。また、町の観光協会のホームページ等にも掲載して振興を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ありがとうございます。

これからもし内田佐七家を生かしていくなら産業振興課さん、そしてまちづくり協議会等が入るなら企画課さん等がかかわってくると思うんですけども、そういうたくさん課がかかわってきた場合の調整とかそういうのは、社会教育課さんが全てとり行っていくわけでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

先ほども答弁させていただきましたように、教育委員会が主体となって対応をしていくということでございます。

議員が御提言の各課の連携でございます。非常に大事なことなんですけれども、その際、先ほど申し上げました内田家の特質だとか、課題だとか、そういったものの情報を当然のことながら役場の中で情報共有した上で取りかかると、その上での振興策が効果があるんだろうなということで考えております。よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

教育委員会が主体となってやっていくということですが、そういたしますと、やっぱり観光というより文化振興、文化の継承とか、そちらのほうに力が入っていくような気がいたします。大きな観光ということで進めていただきたいなあとと思っているんですけれども、そういう柔軟なコーディネートとか、そういうことは、本当に教育委員会さんでできるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

観光目的でというお言葉もいただきました。確かに重要な視点でございますが、先ほど答弁させていただきました活用という意味合いだと思うんですけれども、まず文化財の意義ということを考えたときに、やはり保存というところも重点を置かざるを得ないというところであります。

例えば観光目的でレストランだとか、そういったものの視点もあろうかと思うんですけれども、じゃあそうしたところの視点に立って利用したときに、日常的に火を使う、火事を伴う、スペースが限られる、損傷を招きやすくなると、そういったデメリットもあるわけでございますが、そういったことも含めて、やはり利用勝手のいい空き家の利用という意味合いでの利用は少し困難だと思っております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

次の質問、5番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1－5の無形民俗文化財記録映像作成に当たり、文化継承以外にも活用する考えはないか。活用について、他課との連携はとれているのかということにつきまして、答弁をさせていただきます。

今回の記録映像につきましては、町内各地区に伝わります祭礼や伝統行事の由来や今日までの流れ、そういったものをこれまで調査・実施をしてきました文化財調査事業の成果としてまとめて作成するものでございます。したがって、現状の記録を後世に残していくという側面が強く、情報映像として行事を宣伝するということとは若干趣旨が異なるわけでございます。

この映像の活用方法としましては、今後、関係各課と調整が必要となってくるわけですが、例えば、海っこバスの車内、魚ひろば、町の観光案内所、師崎観光センターなどの観光施設や社会教育施設で放映をしたり、各公民館の図書室において貸し出しを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

私も今部長が言われたとおりだと思っております。ぜひとも100枚ほどCDもつくられるということなんですけれども、つくるだけで終わらずに、それを利用することを考えていただきたいと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問の1－6の郷土資料館の収蔵物にはどのような歴史的な価値があるのか。また、

今後どこに展示し、どのように活用していく方針かということにつきまして、答弁をさせていただきます。

郷土資料館の収蔵物につきましては、千石船関係、漁具関係、農具関係、生活道具関係、考古学上の資料関係に大きく区分できます。

このうちで特に貴重なものとして例を挙げさせていただきますと、まずは千石船関係としましては、江戸時代後期以降の板図、いわゆる板に描かれた船の設計図でありますけれども、これがたくさん保管されていますとともに、そうした板図をもとにつくられました千石船の模型も展示されています。このほか全国的にも江戸時代の千石船に関しまして、残された資料が少ない中で、えびす講文書など廻船集団の活動状況、経営内容を研究する上で、学術的にも価値が高い古文書がたくさん保管されております。

また、漁具につきましては、本町の漁業活動に関するものといまして約1,500点が保管されています。例えば昭和30年代まで行われていましたサメ漁に使用されてきました釣り針ですが、今から約1,500年前の古墳時代後期とされております日間賀島の北地にある古墳から発見された鉄製の釣り針とこの昭和30年代の釣り針が、大きさ、形ともにほとんど変化がないことが見てとれまして、当時のサメ漁を知る上で貴重な資料となっているわけであります。

また、考古学上の資料といましては、町内の遺跡から出土した資料としまして約1,300点があります。中でも貴重なものとして、約8,000年前の東海最古の貝塚と言われております内海の先苧貝塚からの出土品により、約8,000年以上前からこの地で人が住んでいたことが証明されることとなります。

また、今から約4,000年前の縄文時代の後期の遺跡である内海の林ノ峰貝塚から発見された人骨7体のうち1体は、全身の骨格がほぼ完全な状態で残されておまして、京都大学の片山名誉教授からは、日本で一番保存状態のよい縄文人骨で、国宝級だとも高い評価をいただいているところであります。加えて約7,000年前の縄文時代の早期の遺跡である大井の天神山遺跡から発見されました土偶は、県内でも最も古いクラスのものと言われているなど、南知多町では考古学の発展に貢献した貴重な遺跡が数多く見つかっているところであります。

現在、内海にある郷土資料館を平成30年度に取り壊すことになったことから、議員御指摘のように、平成27年度から3年をかけまして、これまで十分に調査・整理をされていなかった収蔵資料の詳しい調査をするとともに、まずは構造上、安全な場所での保管

ということをするために、山海ふれあい会館の3階に移転、運搬する業務を進めさせていただいております。

しかしながら、今後、山海ふれあい会館を博物館・資料館として活用していくためには、建築基準法、消防法などに適合すべく再整備していく必要がございます。そのため改修工事費として1億円以上の費用が必要となります。したがって、現時点では、山海ふれあい会館を含め、博物館・資料館としての活用場所の確保は困難な課題だと認識しております。

当面の収蔵資料の活用につきましては、例えば先ほども答弁させていただきましたように、内田佐平二家におきまして、廻船関係の資料についてテーマ別に展示することを初めとし、他の施設での展示会や子供たちへの郷土学習のための資料、研究者への研究資料、そういったものに活用を考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、お答えいただいたのは、今後のまだスケジュールは決まっていないということだと思います。そして、一応国宝級の大事な収蔵物があるけど、まだ生かし切れないと、町の今の現状では、という答弁だと思っております。

それで、これからこういう文化財とか、今ずうっとお答えを聞きましたら、教育委員会さんが主となってやっていくということなんですけれども、言葉の端々でも保存という言葉がたくさん出てきて、そこがやっぱりこれからの行っていく事業の重点になっていくのかなと思いますけれども、保存するだけではちっとも生かすことができないんじゃないかなと思っております。

そういう社会教育課さんの中では、保存することは大事なことだと思うんですけれども、もう少し幅広い範囲、視野で考えていただいて、いろいろな地域にある宝物を生かす方法をぜひとも産業振興課さんとかも、そういうことを考えていただいてとり行っていただきたいなど、重々思っております。よろしく願いします。

次の質問をお願いいたします。大きい2番の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問2-1、山海海岸護岸堤防上部の遊歩道の施工は、県か町のどちらが施工するのか。また、その完成年度はいつかについて答弁させていただきます。

山海海岸のこの事業は、海岸堤防等老朽化対策緊急事業として海岸堤防の老朽化対策にあわせて高潮対策機能を強化することを目的に、国庫補助を受けて愛知県が施行しております。

山海神戸地区のフレア護岸上部は、護岸の管理用通路として愛知県が施行いたします。その通路については、遊歩道として利用できるよう愛知県と協議をしているところでございます。また、工事の完成年度は平成30年度となる見込みでございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

山海の堤防上に遊歩道を設ける、その目的はどのような目的で考えているわけでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

山海海岸護岸のフレア護岸のところについては、いろいろ地域と協議をして、今のフレア護岸という特殊な断面にしたものでございます。つまり海岸環境的にも道路を通ったときに海が見える、また海岸利用をすることについても利用しやすいようにということで、あのような護岸の形式になったものでございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今の目的の中にはなかったんですけども、観光客の皆さんが散策とか、そういうことをしていただくためにということかなと私は思っていたんですけども、それが目的になかったものですから、次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは御質問2-2、山海観光協会からの遊歩道の延長整備の要望について、どのような対応を考えているかについて答弁させていただきます。

平成27年2月12日に町観光協会山海支部より愛知県に対し、御質問のとおり要望がありました。山海漁港に接した国道247号沿いの空地部分については、県の事業の範囲外なので、県による歩道及び多目的広場の整備は難しいと回答をいただいております。また、町としましても、歩道整備を実施する予定は現在のところ考えておりません。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

現在、考えていないということなんですけれども、要望があったのが二、三年前だと思いうんですけれども、いまだに地元のほうに返答がないというのは、どういう事由で返答がないんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

27年の2月に要望があったわけですが、まだ愛知県が施工している護岸の上部ができてないということもありまして、まだどのような利用がされるのかが見えてこないというところもあって、ちょっとおくれましたことが理由でございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

工事が完了してないから返答ができないということだというふうに解釈するんですけれども、工事が完了していなくても、今、お答えになったように考えておりませんと、この議会で言われたんですから、早目に地元にも返事をすべきじゃないかなと思ってお

ります。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-3、オテル・ド・マロニエから内海方面へ約300メートルの区間について、張り出し歩道を設けるなどの整備を検討できないかについて答弁させていただきます。

海岸事業の事業主体である愛知県に確認したところ、この区間の護岸につきましても高潮対策として実施するものであり、完了後に護岸上部は管理用通路となると聞いております。したがって、今のところ遊歩道または通学路としての整備をする予定はないと聞いております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

県の管理地であっても、条件次第では利用させてもらえるのではないかなと私は考えております。

きのうの議会の中でもありましたように、町の堤防の整備の道路、そういうのは県のほうと話をし、条件次第で町道として使わせてもらうとか、そういうことがあるものですから、いろいろ難しい面があるかと思えますけれども、ぜひとも歩道設置を考えていただきたいなと思っております。

そしてまた、山海のところのフレア護岸もできますし、そうすると東端のほうからずうっとつながって山海まで来ることができます。そしてフレア護岸の遊歩道も、今、途中で終点になっておりますけれども、その先100メートルぐらい延ばしていただければ山海川まで到達して、今、山海の海岸というのは、松原のところが一番たくさんの観光客がいると思うんですけど、そこの人たちも遊歩道を使うことができ、幅広く内海のほうまで歩くことができると思うんですけども、もう一工夫というか、もう一つ、ちょっとお金を使っただけであれば、より今投資しているものが活用できるんじゃないかなと思っております。それについてはどう思われるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

町としましても、フレア護岸の上部だけで遊歩道を利用することではなく、せっかく遊歩道的なフレア護岸ができるものですから、全体的に一連とした歩道整備が利用できればというふうには考えております。

しかし、山海川の付近、今、清水議員がおっしゃったフレア護岸から山海漁港の国道側の空地部分につきましては、愛知県の管理地、所有地がほとんどでございます。そこを遊歩道のまず占有ができるのか。それから、隣接である山海漁港の直接関連する漁業組合や漁業者との協議も行っていく必要がございます。もし、そういう協議が調べば、町としましても、歩道整備については検討しなくてはいけないというふうに考えておりますが、ただ、事業、お金の問題、費用の問題等、地元負担等も今後考えてもらわなければいけないと考えておりますので、またその節にはよろしくお願いいたします。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（松本 保君）

４番、清水君。

○４番（清水英勝君）

ありがとうございます。

次の質問、４番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問２－４、町と地元が一体となって、遊歩道、散策路整備を取り組むことができないかについて答弁させていただきます。

町としましては、現在、内海・山海の地区内に新たな遊歩道の整備は考えておりませんが、しかし、地元観光協会が現在の道路を利用した散策路や観光施設をめぐるウォーキングコースなどを作成し、魅力ある観光地づくりを行っていただければ、町としましては、マップの作成や町観光協会ホームページへの掲載など、協力できるところは協力していきたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

地元がそういうことをやれば、応援していただけるという回答だと解釈しました。

それで、今の内海には、年間観光客が昨年ですか88万人、そして宿泊される方は年間12万人の方が見えていると思います。今、この宿泊の12万人の人というのは、多分、私が見る限り、ほとんど宿に入って、温泉につかって、御飯を食べて、宿から出ることは一切ないんじゃないかなと。一切ということはないかもしれませんが、出る人数は少ないかと思っております。

ですけど、この12万人の人を町内、内海の地区を歩いてもらったりとか、そういうことができることを考えれば、すごい町の活性化になるし、雇用も生まれますし、新たに産業を持ってこなくても有効利用できるんじゃないかなと思っております。ぜひともこの宿に泊まる12万人の人たちが外に出てきて内海の地区を歩くように、それだけになりますと、やっぱり地元だけの進め方では無理なところもあります。

今の御返答を聞きますと、地元からのボトムアップでトップダウンだったらだめだと。地元のボトムアップで出てこなければやれないと、そういうような答弁だと思いますけれども、なかなか地元は、やっぱりきっかけはまず引っ張ってもらうことも必要かなと思っておりますので、ぜひとも産業振興課さん、そしてこういうことになる多分企画部もかかわってくるのかと思います。そういうところと大きい範囲で物を考えて、視点でとり行っていたきたいなと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

清水議員の問いに対しまして、ちょっと確認をさせていただきます。

それは修繕の終了をしました内田家、それから3年計画で調査・整理、それから保存をしております郷土資料館の収蔵物、それと山海海岸の遊歩道事業と言われておりますが、フレア護岸のこと。これについて、多額の予算、貴重な税金を使って投資をしていると。投資をしている以上、町長、私が常に言っている1+1は3にするようにとか、

それから同じものをつくるにしても、魂がこもってないと意味がないじゃないかということに関して、町長が一番大事なことで、それを達成するために何が大事かということをお問われているのかなあとと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○4番（清水英勝君）

はい。

○町長（石黒和彦君）

それにつきましては、まず私ども行政を行うに当たりまして、先ほど言われました税金を使つての投資という部分は、公共投資と言われるものであると思いますが、およそ税金を使ったときに、議員の皆様方は御承知のように、経費としては投資的経費と、それから義務的経費に大きく分けられております。ともにその投資をしたという感覚で言うならば見返り、それは住民の満足度が見返りとして満たされるということだと思っております。それがやがて満足度が高まることによって住みやすい町、それが日本一住みやすいんだと思うことが、我々行政の南知多町の目的として掲げているものであります。

その視点において、私が一番重要視しているのは何かということの問いでございますが、1つは、我々公務員のあり方であります。これは就任のときに職員の人をお願いしたことがございます。

それは、まず職場の環境をこうしてほしいというのがありまして、それは「明るく楽しく生き生きと」、これは挨拶、礼儀、正義の3つの精神でもって職場の仕事に励んでほしいと。その環境を整える3つを言いますと、1つは、それぞれの係、課が目的を共有して一体感を持って仕事をやってほしい。それぞれの課の紡いだものが、やがて私どもが目指している日本一住みやすい町につながっていくというふうに思いを込めたものであります。2つ目は、心身ともに健康が確保された職場であってほしいと。それから3つ目が重要なんですが、新たな価値を創造できる環境を整えてほしい。

ちょっと細かく言いますと、今、取り組んでいないことで、行わなくてはならないことは何だろうという姿勢を持ってほしい。もう1つは、今、取り組んでいるが、町民が望んでいない。だから、変更しなくちゃならないものは何かという視点も持ってほしい。最後に、今、取り組んでいることをもっと上手にできるようになってほしいと、これが2つの私の清水議員の問いに対する大事なうちの1つの答えでございます。

もう1つは、常々町民の皆様方をお願いしています地域の輪、年代の輪、産業の輪、

そういった地域の皆様方が参加していただく、この2つが大切な要素だと思って取り組んでまいりました。それを問の中での個別の事案でお話しさせていただくとするならば、まず1つ目が内田佐七家でございます。

先ほど教育部長のほうから答弁がありました、1億7,000万円という経費を約10年かけて整備し、このたび内田家として全体の公開に至るわけでございまして、目標は国の重要指定文化財、もう1つは有形登録の文化財という形になります。そのときに、実はお金だけではなく、そこに多くの団体やボランティアの人たちの思いが入っておるわけでありまして。それは、ぼろぼろだった内田家、それをほこりまみれになって整理をもらった観光ボランティアの人たち、あるいは各種事業で今まで支えてくださった空の会もそうです。それから文化協会もそうです。それからさまざまな個人的に言えば山崎さんとか、いろんな方たちがあそこで文化的な教室を開いてもらっています。また、あるきっかけでもって東京フィルハーモニーのコンサートまでやっておるわけでございます。

そういうものも一つ一つ紡いできた中で、清水議員が質問の中で各課の連携をすべきじゃないかという中で、まず先ほどの区分でいいますと投資的経費でもってあそこを整備したわけでありまして、多分に教育委員会が一番使命としている文化財としての価値、これを損なうことがないというのが教育委員会の絶対的な使命であります。

それは、言うならば一部義務的な面も果たそうとしているのが教育委員会の姿勢でありまして、それを今回重要指定文化財とした場合に、例えば教育部長が言っていましたお茶会をやるとか、コンサートをやるとか、重要文化財の中でああいうことができるということが、すごく大きなモチベーションというか、ほかではできないものとしての価値を育んできたと私たちは思っているわけです。指定することによって、さわっちゃいかん、見るだけにしなくてはならないんだったら、本末転倒じゃないかという意見を伺っております。

よって、今まで育まれたそういう事業、イベント、そういうものは大切にしながら、1つ、内田佐平二家におきましては、寄附をしていただいた内田様の意思の中に、外は守ってほしいと、中は多少自由な使い方をしてもらっても結構ですよというお言葉をいただいております。よって、物販もある程度可能かなと。もちろんそこには部長が言いました火の問題とかがありますが、そこが産業振興課、あるいは企画課、それぞれがしのぎを合うところでございまして、基本的には原点に戻りますが、義務的経費で我々は

整備した。それを2倍にも3倍にも大きく価値を上げるため、多くの人に知ってもらうための作業としましては、やはり産業振興課なり企画課なり、さまざまところが連携しなくてはならないというのが、先ほどの3つ、職員に要求したものが達成されればできるかなと。

さらに大きくするためには、地域の方たちの参加。一番重要なのは、やっぱり一般に皆様方が価値を持っていただくこと、来ていただくこと、参加してもらうこと、そしてそれが子供たちにしっかり根づくこと、これが大きな価値でございますので、今、私の清水議員に対しての問いの2つ、当てはまると思っております。

ちょっと郷土資料館の重要なさまざまな考古学的な意味、あるいはさまざまな5つの価値のあるものにつきましては、私自身はまだ浅学でございますが、やはり非常に価値の高い、心震わせる日本一価値のある国宝級である人骨もあるわけでありまして。そういうものをまずは安全なところにしっかり分類をしながら保存するという作業を、今、義務的な意味を持った経費でもってやらせてもらっています。これは義務だと思っております。それを生かしていくというのは、中で1つ国宝級のものがあれば、南知多全体の、南知多をあらわす象徴するようなものがあるのかもしれない。

それは今議員が主張していただきました、その経費が今出せる状態ではないかもしれませんが、それを分類する中で、同じ価値の持ったものをイベントとしてどこかで、例えば日間賀だったら日間賀のものを日間賀でとか、そうしながら皆さんに広めていきながら、少しずつでも広めていくということが大事かなと思っております。

最後に、フレア護岸に参ります。

これは明らかに投資的経費でございます、これは国の補助金をもらって県が行ってらっしゃる防潮堤を、特に台風、高潮、そういうものから守るためのものであって、津波とはちょっと関係がございませんが、そういう事業の一環でございます。その目的は、一番は、背後地にある住宅、要するに生命・財産を守ることでありまして、国道247号は、緊急時の緊急物資の重要な搬送する路線でありますので、それも守らなアカンという中で、費用対効果が一番にあります。

その中で、私が担当させていただいた場所として、大泊から始まっておるわけでございますが、一番の県に対して、あるいは国に対しての感謝は、町民の皆様方の意思が一番あるわけでございますが、まず半田建設事務所の歴代の所長さんや担当の皆様方が町民の意見を聞いてくださったと。例えば大泊のところにおきましては、常に国道から

すぐ家があるために塩がかかるから、堤防を高くしてもらったほうがいいという判断でございました。山海海岸から、今フレア護岸を建設するに当たるあの場所は、やっぱり海が見えないと観光の命がなくなってしまうということで、費用対効果を通常の堤防の倍かかるフレア護岸を、日本で2番目と聞いておりますが、県が提案していただいて、観光の命を守ってくれたわけであります。

防潮堤の機能から言えば、過大投資と言われるものでありますが、そこが今、遊歩道云々という話が持ち上がってはおるものの、基本的には防潮堤の機能は果たされるわけで見えることができるわけです。それが投資的経費の中で、我々がやるのが役目であります。

それを今後、過大の投資をしたものに見合う効果を発揮するその源泉は、やはり町民の皆様方のあそこをどう生かしていこうと。その意見を我々が、さまざまな制約が出てくると思います。それを一つ一つ、こういう中で生かしていきたいということと一緒にやっていって、遊歩道のみならず、もっとこういう使い方があるんじゃないかという意見を賜りながら、価値を高めることが一石二鳥、三鳥につながっていくと。

特に清水議員がおっしゃった通学路、できればいいかもしれませんが。しかし、通学路として海岸線が適当かどうかという議論はちょっと先に延ばしますが、少なくとも今の段階で遊歩道としてつながる可能性は、御指摘の300メートルのところも管理用道路をつくれますので、高さがそろわないから階段とかもあるかもしれません。ただ、つながることは確かでございます。

じゃあそれを私たちの義務として何が必要かということ、安全です。あそこの全ての堤防に手すりをつけないと、つくったがために命を失ったり、けがをしたり、それが無いようにするのが我々の義務かもしれませんが、それを後押ししていただくための利用計画を含めて、それは地域の輪、年代の輪、産業の輪を紡いだ町民の皆様方をどういうふうに出していくかと言われるように、私たちは出るまで待つわけにはまいりません。出た以上、寄り添ってまいります。

これが、今、清水議員の質疑に対しましてのお答えになるかどうかわかりませんが、私の姿勢でございます。よって、最後になりますけれども、我々の課の壁を破るのではなくて、大事な価値は命を守ることであり、文化財を守ること。その中で最大限、町民の皆様方とともに活性化をしていくことに携わっている課が、どれほど中で殻を破りながら地域の人と連携できるか、これにかかっていると思っております。我々の姿勢、町

民の皆様の姿勢、この2つが相まって私の目的とした日本一住みやすい町に向かっていくと、そう思って頑張っております。皆様方の御指導、御鞭撻、さらなる町民の方々の意見を我々にいただくよう申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

町長、ありがとうございました。

ぜひとも縦割り行政がもしネックになっているんだったら、そこも改善していただきたいと思っています。小さな町ですので、風通しのいい行政を行っていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（松本 保君）

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までといたします。

[休憩 10時30分]

[再開 10時40分]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。壇上では、原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

南知多町の地震対策について。

4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源としてマグニチュード6.5の地震が発生した。16日午前1時25分にもマグニチュード7.3の地震があり、同県益城町では、いずれも震度7を記録した。気象庁によると、同じ場所で震度7が起きたのは、観測史上初めての出来事。1カ月たった現在も余震が続き、震度1以上の地震が1,500回以上観測されている。熊本・大分両県では9万棟を超える建物が損壊し、土砂崩れの被害も相次ぎ、49人が死亡、1人が行方不明、1,500人を超える負傷者が発生している。また、

両県の避難者は一時約20万人を超え、現在も1万人近い方が避難所に身を寄せている。犠牲者への哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

この地方でも、南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくないと言われている。今回のような想定外の地震も考慮しながら、いま一度、本町の地震防災対策及び計画を見直す必要があると考える。

そこで以下の質問をさせていただきます。

1. 今回の地震は、熊本県の日奈久断層帯や布田川断層帯の周辺で地震が起きた影響で誘発され、大分県の別府一万年山断層帯周辺に拡大したと考えられている。本町には、このような断層帯や活断層は存在するのか。あるとすれば、その地域へ重点的に対策を実施すべきと考えるが、いかがか。

2. 地震により鉄筋コンクリート5階建ての宇土市役所本庁舎が崩壊寸前になり、行政機能が果たせなくなった。また、一度避難所として開放した市内の小・中学校の体育館10カ所が天井崩落の危険性のため閉鎖された。本町において、役場本庁舎や二次避難所に指定されている保育所、小・中学校、各地区公民館、そのほかの施設等の耐震改修は実施されたか。また、それぞれの施設が使用できなくなった場合を想定しているか。

3. 地震が多く、屋内では安心して過ごすことができず、やむを得ず運動場などに個人用テントを張っている避難者がとても多くいます。本町でもテントを多数購入しておくべきと考えるが、いかがか。

4. 本町の防災活動拠点は旧新運動公園用地となっているが、いざというときに備え、整備はされているか。

5. 本町には、内海、豊浜、師崎、篠島、日間賀島の各地区に地区拠点基地があるが、師崎地区の師崎中学校は海に近く、海拔も低いため不相当だと考えるが、いかがか。

6. 各市町村の輸送拠点から避難所までの支援物資の運搬は受け入れ側の自治体の役割だと思うが、今回の地震では、想定以上の避難者のため人手も運搬車両も不足し、仕分け作業なども混乱した。また、指定避難所以外の避難所には支援物資が届かなかったと聞く。本町では、これらのことについて対策を考えているか。

7. 益城町では、災害時の米を10トン確保していたが、精米していなかったため、避難者に本格的に届いたのは5日後になってからであった。本町では、備蓄食料及び飲料水は万全か。

8. 熊本県では、最大10万人と見込んだ断水世帯の人口が数十万人も発生したと誤算

を認めている。本町の配水池並びに水道管路の耐震化、老朽管の更新など、水道施設の地震対策は万全か。また、いざというときに備え、生活用水確保のために各地区において井戸の使用を促進してはどうか。特にサービスセンターや公民館には必要だと考えるが、いかがか。

9. 今回の地震で8万棟を超える建物が損壊した。より一層、住宅の耐震化が重要であり必要であると考え。本町には、旧耐震基準の家は何棟あり、町の補助金で耐震改修された家は何棟あるか。また、今後どのように耐震化を促進していくのか。

10. 阪神大震災では、停電で切れていた電気ストーブなどが電気の復旧後に過熱し、火災につながる通電火災が多発した。ある自治体では、揺れを感知して電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの購入に補助金を出しているが、本町でも考えてみてはどうか。

以上で壇上での質問を終わります。当局の明確なる回答をお願いいたします。

なお、再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問1. 南知多町の地震対策についての御質問のうち、1-1から1-7までは、私、総務部長から、1-8、1-9は建設経済部長から、1-10は、私、総務部長から説明させていただきます。

それでは、御質問1-1、本町にも断層帯や活断層は存在するのか。あるとすれば、その地域へ重点的に対策を実施するべきと考えるが、いかがかについて答弁をさせていただきます。

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層、あるいは、最近数十万年間におおむね数千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形にあらわれ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層と定義されております。

平成7年の阪神・淡路大震災以降、各地で活断層調査が実施され、愛知県においては、最も調査の必要性が高いと判断された3つの地域について、平成8年度に知多北部及び衣浦東部地域、平成9年度に尾張西部地或、平成10年度に尾張北東部及び西三河北西部地或の活断層調査を実施しており、本町はその区域には該当しておりませんでした。

本町にかかわる断層帯としては、屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯があり、恵

那山地、三河高原と美濃山地との境界から岡崎平野・知多半島に至る活断層帯であります。この中に加木屋断層帯があり、東海市から半田市を経て本町に至る断層帯の中の古布断層に本町の一部がかかっているとされております。

また、陸地ではなく海の中の断層帯として伊勢湾断層帯があり、伊勢湾の中・北部に分布する活断層帯で、木曾川河口の南方海域から本町の南方海域に延びる伊勢湾断層帯主部と、美浜町の沖合から三重県安芸郡河芸町、現在の津市でございますが、その沖合に達する白子－野間断層から成るものでございます。伊勢湾断層帯主部は全体の長さが約42キロで、北部の伊勢湾断層と南部の内海断層に細分されております。

いずれの断層帯においても、居住地域に断層帯が延びているものはありませんが、今後の地震対策において、地震規模、地震発生確率、平均活動間隔などを参考にしていきたいと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

防災計画書の5ページを見ますと、南知多町の活断層というのがあります。そこへ行きますと、大井の西断層、初神断層、山田断層、豊丘断層、大泊断層があります。この辺の周辺の避難路や道路、橋、または避難所になっている公共の施設等、特に整備をしていただきたいと思っております。

2番へ行ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1－2、役場本庁舎や二次避難所の施設等の耐震改修は実施されたか。また、それぞれの施設が使用できなくなった場合を想定しているかについて答弁をさせていただきます。

役場本庁舎を含む二次避難所は11カ所指定しております。施設の選定は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震被害予測調査、これは平成26年5月30日、愛知県防災会議の公表のものでございます。それにおける津波の浸水想定区域外に所在し、耐震基準を満たすものを選定しております。

なお、二次避難所11カ所以外においても、施設の安全性が確認できれば避難所として利用する施設を16カ所定めており、これらの施設を使用していくこととしております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

二次避難所として聞きなれない西端区の公民館、岩屋公民館、日間賀区区民館ですかね。この3つの耐震基準はちゃんと整っていますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

御質問のありました西端の区民館、岩屋公民館、日間賀の区民会館に関しましては、昭和56年以降の建築物でありますので、新しい建築基準法の耐震基準を満たしております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。大変安心をしました。

それで、そのほかの被害状況を踏まえて安全性を検証の上、避難所として利用する施設が16カ所あるということですが、その中の山海ふれあい会館、旧豊浜漁協中州支店、そして豊丘むくろじ会館、篠島漁協、篠島開発総合センター、こちらのほうは耐震基準が整っていないように思いますけれども、今後指導したり、もし改修する場合は、町のほうで補助金を出す予定がございませうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

あくまでも被災状況を踏まえて安全性を確認の上、避難所として利用する施設ということでございまして、先ほどの議員のおっしゃった篠島開発総合センターにつきまして

は、昨年耐震工事をさせていただいておりますので、耐震基準を満たすことになっております。民間の施設もございまして、そういったところに町のほうから補助をとということではございますけれど、今のところそのような考えはなく、被災した状況を踏まえて、使えれば使っていきたいということで方針を決めておりますので、よろしく申し上げます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

地震になるとどこがどうなるかわかりません。そんな中で、やはりそういったものをちゃんと正確に捉えていただいて、町のほうが誘導するなり、日ごろ住民の方々が避難する場所ということで、整備を今後していただきたいと思います。

次、3番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-3、熊本では個人用テントを張って避難生活をする方が多く、本町でもテントを多数購入しておくべきと考えるが、いかがかについて答弁させていただきます。

熊本地震の被災地では、避難所に入れない人や余震が続く状況のため、自宅では過ごせず車中泊などを強いられる方が多く、エコノミー症候群などの対策として寄贈された個人用テントを活用している人、地域があり、利用者に喜ばれているとの報道がありました。

テントの利点は、車では足など自由に伸ばせないことがテントではできること。ペット連れや小さい子がいる家庭、女性専用に分けられることが喜ばれているようでございます。欠点としては、設置場所が限られ、時期的に梅雨時など防水対策も必要な時期もあるなど、仮設住宅建設までの応急的な資機材となっている状況でございます。

個人用テントの整備は、他の資機材との優先度を考慮して検討していきたいと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

熊本では、広場にテントがずうっと張ってあって、皆さんがそこに避難している画面がよく出ます。こういった場面、大変住民の皆様がかわいそうだなあとと思うわけでございまして、一つでも多くのテントが欲しいと思います。

計画書の55ページを見ますと、町は避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄を図るとしております。こういうふうには書いてある限りは、テントの備蓄をお願いしたいなあと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

熊本の益城町での個人用のテントというのが、民間の方からの寄附によってあれだけの数がそろえられたということではありますが、町におきましても、現在、先ほど部長が申しあげましたように、テントの整備については今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

よろしく願いいたします。

4番、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-4、本町の防災活動拠点は、旧新運動公園用地となっているが、いざというときに備え、整備されているかについて答弁させていただきます。

旧新運動公園用地は、大規模な災害が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を初めとする広域応援部隊等の人員、資機材、物資の集結・集積に必要となる地区防災活動拠点として、一時的に津波被害への対応を迅速に行うことができるよう広場を提供する場所として位置づけており、現在、備蓄倉庫5棟に仮設

トイレ、簡易間仕切り等を備蓄して有事に備えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ここに南知多町の防災計画というのが27年版のものがございます。そこの備考によりますと、防災備蓄倉庫が5、仮設トイレが30というふうになっております。そして、ここの28年度のほうを見ますと、もうこの整備目標というのがなくなっております。整備は全て終了されたんでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

必要資機材の備蓄につきましては、まだ完全に満足するものではないと考えております。ですので、今後必要数を算定して、それに向けて順次資機材の整備等を行っていきたいと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

それだったらば、この整備目標というのは順次掲げておいたほうがいいと思います。

それできょうの朝、どのようになっているのか、ちょっと確認に行ってみました。大きな倉庫が4つ、小さなものが3つ、仮設トイレが3つありまして、中は見る事ができませんでした。中にはちゃんとそういったものが入っているんでしょうか、お聞かせ願いたい。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

倉庫の中には、今、議員がおっしゃいました仮設トイレのほかに簡易間仕切り、それから生理用品、おむつ、シュラフ等を備蓄しております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

しっかりと整備をしていただきたいと思います。

あと、平成24年にもこういった防災計画の計画書をいただきました。それで、それからはなくて、27年に1回、28年に1回ということですがけれども、その間というのは、どうしてなのかなあということを考えるんですけれども、なぜ27、28と続けてきたのかなあとということもちょっと疑問に思うんですけれども、そこら辺はどうですか。毎年、今後つくっていくという計画ですか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

以前の防災計画につきましては、2年に1度作成をしておりました。しかしながら、26年の愛知県の防災会議におきまして、本町につきましては、南海トラフの危険地域、特別強化地域に指定されておりますので、そういった面も含めまして、現在、27、28と計画を作成しております。あわせまして津波避難計画だとか、そういった計画も作成しておりますので、状況がだんだん変わってきておりますので、そういった面もありますので、年度ごとに今防災計画を作成しております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

この防災計画書をつくるのに幾らぐらいの予算がかかりますか。それとあと、ずうっと1年ごとにつくっていきますか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

まことに申しわけございませんが、今、防災計画書を幾らでつくっておるかというのは、後ほど報告させていただきますけれども、防災計画書の年度ごとの更新につきましては、見直しの必要がある状況になれば毎年つくっていきますし、そういう状況が変わ

らないということであれば、以前のように2年になることもありますけれども、現在につきましては、状況が刻一刻変わってきておりますので、年度ごとに作成しておりますので、よろしくお願ひします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

よろしくお願ひします。

次に行ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-5、地区拠点基地になっている師崎地区の師崎中学校は、海に近く海拔も低いため不適當だと考えるが、いかがかについて答弁させていただきます。

地震が発生し、津波の襲来の場合、まず高台に逃げてもらうことを前提に避難マップ等で周知させていただいております。

師崎中学校のグラウンドは、津波の浸水想定区域に所在するため二次避難所の指定はしていませんが、体育館は2階建てとなっており、津波襲来後、施設での活動が支障のない場合、風水害での活動の場合などの拠点と考えております。

なお、地区拠点基地は、地域における情報の収集・伝達及び災害応急活動の地域拠点として、町内の5カ所を南知多町地震災害警戒本部運営要領に定めるところにより置くこととしております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

師崎中学校の地区拠点基地の防災倉庫でありますけれども、本当に中は整備されているのでしょうか。54ページの資材、避難所の資機材、防災倉庫の中の避難所の資機材というのがずうっと書いてありますけれども、本当にこれ、整備してあるんですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

拠点基地に備えてあります機材につきましては、年に1回は最低ですが、現地へ出向いて確認をしておりますので、ここに記載してあるものについては備蓄されております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

こんなことを言っちゃいけないかもしれませんが、学校の教員の方たちは、見たことないよと言うような人も中にはいます。ちゃんとそういったことも学校にもお知らせをして、学校がどのようなそういったときには役割をするのか、どのようなものが入っているのか、そういうことも学校側にも教えていただきたいと思います。

あと、新しくなった防災計画書の中には、新しくガソリン携行缶とメガホンというのがふえておりますけれども、これは一体何に使う予定でしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

ガソリン携行缶につきましては、災害があつて有事の際なんですけど、簡易型の発電機等、地元の方たちが持ってこられる方がいれば、そういった方たちの発電機に対して燃料を補給するためにガソリンを入れて使うということでもあります。

メガホンにつきましては、有事の際に瓦れきの下などに人が入ってしまったといった場合に、メガホンで大きな声を出して呼びかける、そういったことに使うということで御理解をお願いしたいと思います。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

さて、昨年度は日間賀島に防災施設が完成しました。そして今年度は篠島と内海に建設されます。豊浜には総合体育館があります。師崎地区だけは海拔が低い師崎中学校で

す。日間賀島と篠島の施設は島の高台に建設されました。そして内海はと申しますと、121ページに書いてありますが、もとは内海中学校であったが、海拔が想定津波災害10メートル以下であることから、町民会館グラウンドを地区拠点の代替施設とするために必要な防災拠点施設の整備について、平成28年をめどに推進すると備考のほうに書いてあります。

そういった観点からいいますと、大井、片名、師崎地区の防災拠点として、早急に高台に防災拠点をつくるのは必然と言えると思います。しかしながら、まだ師崎地区の計画は、この計画書によると空白となっております。今後どのように計画を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

内海、篠島、日間賀島の防災拠点につきましては、緊急防災・減災事業債という交付税の有利な補助金が28年度までの事業に対しまして交付されるということで、ここにも内海、篠島、日間賀のほうに防災拠点を整備したというものでございます。

師崎地区につきましては、公共施設が高台にないという現状もございまして、新たに用地取得をして新しい防災拠点をつくるという候補地についても、今のところ該当がないというものでございますので、この地域防災計画書のほうにも記載がしておりません。

今後につきましては、新たに防災拠点施設をつくるということになりますと、そういった有利な事業債が借りられるかどうかとか、用地取得、確保の面のことも考えまして、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

それでは、日間賀島の防災施設は約1億2,000万円かかりました。篠島の防災施設の建設費は幾らぐらいかかりますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

篠島につきましては、請負契約金額が1億22万4,000円であります。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

内海の防災施設は幾らかかりますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

内海につきましては、1億1,858万4,000円あります。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

内海の防災施設の建設地、土地、町民グラウンドは、県から幾らで購入しましたか。

○議長（松本 保君）

榎戸君に申し上げます。

発言は簡明に行い、通告外にわたらないように留意してください。よろしくお願ひします。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

はっきりとした数字は言えませんが、当初1億という取得価格であったものが9,000万円台になったというふうに記憶しておりますので、よろしくお願ひします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

議長のちょっと注意がありますので、地区拠点基地についてお話をしたいと思います。

こうして考えますと、防災施設の建設には大きな費用が必要であると考えられます。

しかしながら、住民の命にかかわる重要な施設ですので、お金の問題ではありません。

町の施設の整合性、公平性からいくと、1億数千万円の防災施設を師崎地区に建設することは当然の話だと考えます。しかしながら、早急に高台の土地を見つけ、購入し、建設するには、非常に時間も労苦も建設費もかさみます。そこでビラ・マリーンを購入して利用してはどうでしょうか。幸か不幸か、売買契約も破綻したことですし、考えてみる価値はあると思います。今なら県のほうも信用のある地元の行政が手を挙げれば、優先的にしてくれるのではないかと思います。

熊本で大きな地震災害があり、多くの被災者が、状況を見ていますと人ごとではございません。我が町でもいつ南海トラフ巨大地震が発生するかもしれません。こういった大きな施設が防災拠点として、避難所として必要ではないかと思えます。まるで、今、必ず手に入れなければならないと後押しをしてくれているような気もいたします。町でビラ・マリーンの購入を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、さまざまな意見を賜っているところでございます。榎戸議員の問いに対しましても、参考意見として考えていきたいと存じます。よろしく申し上げます。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

さて、師崎地区は伊良湖行きのフェリーが廃止になりました。山の上の施設も休業しました。そしてビラ・マリーンも契約が破綻しました。観光客が減り、師崎地区の景気が一気に低迷をしております。また、サミットの関係でも客足が遠のき、今後生活していけるのだろうかという住民の方々が危惧をしております。

そしてまた、県の入札で反社会勢力、あるいは外国の資本等が入ってきますと、地元の秩序も崩れてまいります。そういった観点からも、ぜひビラ・マリーンを残していただきたいなと思えます。町が手に入れて、一部を先ほどから言っています防災施設として、残りを宿泊施設、あるいは事務屋さんの事務所、あるいはまた介護施設、そういった地元の業者に使っていただいたりしてもいいのではないかなと思えます。その辺はよく考える必要があると思いますが、町のほうでも前向きに考えていただきたいと思いま

す。

あと、師崎地区の住民から防災拠点に関する何かしらの要望はなかったでしょうか、お聞かせ願いたい。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

先週になるかと存じますが、4名の代表の方々がお越しく下さいました。防災拠点の必要性に対しましては、4人とも一致してお訴えになっておられます。それについては、敬けんな気持ちでお聞きしております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

私は、大井、片名、師崎全体の防災対策並びに景気対策のかなめとして、必ずやこのビラ・マリーンが必要であると考えます。どうか町当局には積極的に県に働きかけていただいて、住民の切なる願いをいま一度考えていただきたいと思います。

次、6番へ行ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-6、熊本地震では、想定以上の避難者のため、人手も運搬車両も不足し、仕分け作業なども混乱した。また、指定避難所以外の避難所には支援物資が届かなかったと聞く。本町では、これらの対策を考えているかについて答弁をさせていただきます。

東日本大震災において、罹災証明の発行手続や支援物資の仕分けなど、災害時の業務を支援するため、被災者支援システムを導入して成果を上げていたとすることを踏まえ、今年度被災者支援システムを構築していく予定でございます。

この被災者支援システムは、阪神・淡路大震災において、救済・復旧・復興業務に携わった兵庫県西宮市職員自身が開発したシステムをベースに、現在まで改良を積み重ねてきたもので、救済・復旧・復興業務を遂行する上で必要な機能を搭載しており、実際の業務での有効性も実証済みのシステムであります。

システムの特徴は、被災者の属性情報を管理する被災者台帳、被害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の2つのシステムで構築されており、変化する被災者の状況や家屋被害状況などを記録、更新できるようになっております。

また、御指摘の緊急物資の仕分けについても、緊急物資管理システムにより、災害時に全国から大量に寄せられる救援物資などを保管場所別、品目別に数量を迅速に登録することができ、避難所ごとの避難者数、ボランティア数などの情報に基づき、在庫一覧を確認しながら避難所への物資配付計画を立てることが可能となるもので、その配付計画により配付先、分類、品目、数量、配送担当者をプリントし、指示書に基づいて各保管場所で必要な物資を入手して避難所へ届けていくもので、システム構築に向け、早急に取り組んでまいります。

なお、他団体との関係につきましては、知多地域5市5町や友好交流町である岐阜県八百津町、長野県下諏訪町との間に災害時相互応援協定を締結しており、救援に係る職員や車両の派遣を要請する規定を定め、人員や運搬車両の確保を図っております。

また、愛知県トラック協会とは、災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定を、名鉄海上観光船株式会社とは、災害救助に必要な生活必需品等の船舶による輸送に関する協定を締結し、民間との協力体制も構築しております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

集積拠点での物資が山積みとなり、仕分けのノウハウのない行政職員やボランティアだけでやるのはとても難しいということが、この熊本地震でもよくわかりました。

やはりそういった大変便利なシステムとともに、一度リハーサルをしてみたい。そしてスムーズに物資が運搬所に運ばれるように、住民のために努力をしていただきたいと思います。

7番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-7、本町では、備蓄食料及び飲料水は万全かについて答弁させていただき

ます。

町では、県の被害想定に基づいた町内の避難者数9,700人に帰宅困難者1,800人を含んだ1万1,500人を見込み、食材として、クラッカーを4,970食、アルファ米を5,500食、保存パン1,488食の合計1万1,958食を備蓄しております。飲料水につきましては、現在3,920本、500ミリリットルのペットボトルですが、備蓄しております。また、町内には8カ所、計1万3,300立方メートルの水を貯蔵する配水池があり、そのうち7カ所に緊急遮断弁を設置し、飲料水を確保する手段も用意しております。

なお、大規模災害時におきましては、町のみで被災者全員の食料を確保し、提供していくことは困難であることから、県や町の地域防災計画においては、家庭において3日分以上、可能な限り1週間分程度の食料を備蓄するよう定めております。そのため、町による備蓄物資の増加にあわせまして、家庭内備蓄の推進を呼びかけることにより、食料・飲料水の確保を図っていきたいと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今年度も災害非常食、災害保存水及び備品の備蓄ということで410万9,000円予算に入っております。この内訳をちょっと教えてください。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

今年度の予算で予定しておるものにつきましては、クラッカー、アルファ米、保存パン、保存水ということで、これが主なものであります。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

しっかりと準備をしていただきたいと思います。

8番をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問1－8、本町の配水池並びに水道管路の耐震化、老朽管の更新など水道施設の耐震対策は万全か。また、いざというときに備え、生活用水確保のために各地区において井戸の使用を促進してはどうか。特にサービスセンターや公民館に必要なだと考えるが、いかがかについて答弁させていただきます。

水道施設につきましては、平成17年度に調査した水道施設耐震診断調査報告書に基づき、平成20年度に水道基本計画、平成27年度に水道施設更新計画を策定し、耐震工事を行っております。

進捗につきましては、配水池は佐久島を含めた9施設のうち、内海、岩屋、大井、篠島、日間賀島及び佐久島の6施設が完了しております。

水道管路は、重要な送水管及び配水管である基幹管路を耐震性のあるダクタイル鋳鉄管等に布設がえを行っており、平成26年度末現在の耐震化率は約26%であります。今後も水道基本計画及び水道施設更新計画に基づき、施設の耐震化を促進し、計画の最終年である平成37年度末の基幹管路の耐震化率は約42%に達する見込みです。

なお、耐震管ではありませんが、地震の影響を受けにくい地盤に埋設されていれば、耐震管と同等であるとみなすことのできる延長を含めた基幹管路耐震適合化率につきましては、更新計画の最終年である平成37年度末で約83%になります。

南知多町地域防災計画におきましては、水道の代替水源は、1に学校プール、2にため池、3に河川の順位で使用となっております。また、生活用水として使用する際には、ろ水機により浄化して使用することとなっております。

なお、議員のおっしゃる、いざというときに備え、生活用水確保のために各地区において井戸の使用を促進してはどうかにつきましては、町として井戸水を災害時生活用水に利用することを今後検討してまいります。また、師崎サービスセンターにある、現在散水等で利用している井戸につきましては、災害時に利用していきたいと考えていますが、新たに災害時対応のために井戸を掘ることは現在考えておりません。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

よろしく申し上げます。

9番、申し上げます。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問1-9、本町には、旧耐震基準の家は何棟あり、町補助金で耐震改修された家は何棟あるか。また、今後どのように耐震化を促進していくのかについて答弁いたします。

平成27年1月1日時点での本町の住宅総数は、固定資産税台帳から集計した結果、7,679棟となっております。そのうち、耐震性がないと想定される昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅は4,981棟であります。

また、耐震改修に対する補助につきましては、昭和56年5月以前に建築された木造住宅で町の耐震診断を受けた住宅が対象となりますが、現在までに529棟が耐震診断を受け、そのうち町の補助金で耐震改修をした住宅は44棟となっております。

耐震化を促進するためには、まずはその住宅が耐震性があるかないかの耐震診断を受けていただく必要がありますので、現在までに対象住宅へのダイレクトメール、町広報、回覧板及びホームページ等で耐震診断の必要性について啓発を行うとともに、耐震改修への補助制度の説明を行っているところでございます。

加えて今年度は視点をえまして、地震発生時に沿道の建築物が倒壊し、道路の通行を妨げた場合、多くの人の円滑な避難、緊急物資の輸送が困難になることが想定されるため、町の緊急輸送道路沿いの通行障害となるおそれのある家屋の所有者に対しまして、ダイレクトメールを送付し、耐震化の必要性を訴えていく予定をしております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

我が町ではお年寄りが非常に多く、そういった中で、一人でも助かるような対策をしていかなければならないと思います。割安な防災ベッドを、耐震改修費の中にも入っておりますけれども、そういったものを進めていっていただきたいなあと思いますが、一

人で逃げることのできない要配慮者に、防災ベッドを一人ずつ整備していただけないでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

現時点では、そのようなことは考えておりません。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

また、命を守るために考えていただきたいと思います。

10番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

先ほどの地域防災計画書の28年度の予算につきまして81万5,400円ということで、ここでちょっと報告させてもよろしいでしょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは1-10、ある自治体では、揺れを感知して電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの購入に補助金を出しているが、本町でも考えてみてはどうかについて答弁させていただきます。

感震ブレーカーは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災から家や地域を守る手段として、近年注目を浴びております。

感震ブレーカーの種類といたしましては、一定の震度を感知して電気を遮断する機能がついた分電盤タイプや、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するコンセントタイプ……。

○12番（榎戸陵友君）

済みません、議長。

ちょっと時間がないので、これ、検討するかしないだけちょっと教えてください。

○総務部長（大岩良三君）

町といたしましては、他団体での実施状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

半田市では1,000円の補助金、東浦では費用の2分の1以内、上限2,000円の補助を出しております。本町でも考えていただきたいと思います。

さて、住民が平和に安心・安全に暮らせる町にしていかなければならないと思います。今後とも町当局の努力、そして私ども議員もしっかりといろいろなものを見詰めて活動していかなければならないと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（松本 保君）

以上で榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。なお、再質問は自席にて行います。

1番、子育て支援の充実を。

今、子供の貧困が悪化しています。厚生労働省の国民生活基礎調査2012年によると、年間所得122万円未満の世帯で暮らす18歳未満の子供の割合が16.3%と過去最高の数値になり、中でもひとり親家庭の子供は54.6%と、2人に1人以上の子供が経済的に苦しい環境で暮らしています。

2014年1月に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、政府は同年8月に必要な施策をまとめた大綱を決定しています。子供の貧困対策推進法では、基本理念を、子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならないと定め、地方自治体の責務として、第4条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力し

つつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると決めています。

子供の貧困は、家庭の経済的困窮から端を発して、不十分な衣・食・住、学習環境の不足、低学力、低学歴、そして子供の内面には低い自己評価、不安感、不信感、孤立、排除を生み、場合によれば虐待やネグレクトなど、複合的なものとしてあらわれます。

今、全国では学習の力をつけるため、子供や若者の居場所ともなっている無料塾などといった民間の取り組み、「食」食べることを支援する子供食堂などの取り組みも始まっています。一番大もとにある経済的困窮の解決は国の政治の転換が不可欠だと考えますが、手をこまねいているわけにはいかず、あらゆる複合的な取り組みを地域の力や民間の力もかりて町が行うことを求めたいと思います。

そこで質問いたします。

1. 子供の貧困対策推進法による町の施策策定と実施のために専門の部署を設け、実態をつかむところから始めるべきだと考えるが、どうか。

2. 子供食堂と無料塾については、町はどのように把握しているか。

3. 就学援助費についてです。

学校教育法により、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒に市町村が必要な援助を与えるもので、給食費や学用品などの学校教育活動での必要経費の一部を援助する制度です。財源については、もともとは国庫補助事業でしたが、ほんの一部を除いて2005年に国庫補助がなくなり一般財源化されました。まず町における支給状況、特徴を伺います。

4番、支援の対象者となる基準は生活保護基準を参酌して決められていますが、生活保護の生活扶助費がこの数年で3回引き下げられています。生活保護引き下げ前には、この影響を受ける旨、文科省が通知していましたが、その後の就学援助制度の基準所得はどうなっているか。

5番、子供の貧困対策推進法や大綱から見れば、国が責任を持って国の制度として行われるべきものだと考えます。国に強く要求すべきではないか。

6番、憲法26条、義務教育はこれを無償とするの立場から、学校給食を無償とすることが求められていますが、いかがお考えか。

続いて、空き家対策の充実を。

2015年5月26日、空き家対策特別措置法（以下「特措法」）が全面施行されました。南知多町では、既に2014年4月1日から南知多町空き家等の適正な管理に関する条例が

発足しています。特措法に基づいて、より踏み込んだ実効性ある空き家対策を求めることが必要です。空き家は高齢化や人口減の影響で増加を続け、全国の住宅の14%に当たる820万戸に上っています。特措法では、特定空き家（危険空き家）の所有者が自治体の勧告などに従わない場合、住宅が建っていても固定資産税の軽減措置を打ち切ることができるようになりました。

一方で、個人の財産を自治体が代執行を行うことの問題、解体撤去をするときの所有者の費用問題、行政の権限で所有者の税負担が重くなる措置を講じるなど、慎重に扱わなければならない問題もあります。

そこで質問をいたします。

1番、これまでは空き家等対策審議会を設置し、条例に基づき管理不全の空き家に対し審議会に諮って慎重に対応することとしてきました。今回特措法ができ、これまで条例になかった、危険空き家に該当し勧告を受ければ固定資産税が6倍になるなどの制度もでき、これまで以上に住民に対する影響が大きく、慎重な対応が必要になってきます。いかがお考えか。

2番、特措法のガイドラインでは、地方自治体が空き家の実態調査とデータベース整備の努力、空き家や跡地の情報の提供、活用のための対策の実施が必要になりました。いかがお考えか。

3番、平成28年3月15日現在、危険度判定60件、危険除去済み7件となっています。その内容はどのようになっていますか。

4番、空き家の外壁が飛んでくる、草木・害虫に悩まされているといった相談に対して、どのような対策を講じていますか。以上です。

○議長（松本 保君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。休憩は13時ゼロ分までといたします。

〔 休憩 11時49分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、最初の御質問、子育て支援の充実をにつきまして、1-1、1-2は私、

厚生部長から、1－3、1－4、1－6は教育部長から、1－5は教育長から答弁させていただきます。

御質問1－1、子供の貧困対策推進法による町の施策策定と実施のために専門の部署を設け、実態をつかむところから始めるべきだと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、子供の成長段階に即して、切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しつつ、支援を要する子供や、その世帯の抱える生活不安を取り除いていく必要があると考えます。

実態の把握につきましては、県が本年12月に抽出調査による子供の貧困に関する実態調査を県全域において実施することを予定しております。市町村ごとの調査結果の情報提供を受けることにより、本町の子供の貧困対策の基礎資料として活用できるものと考えております。

子供の貧困対策につきましては、国は教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の幅広い施策を進めることとしていますが、町といたしましては、民生委員・児童委員協議会や知多福祉相談センターなどと情報を共有しつつ、役場の関係課がそれぞれ連携して施策を進めていくものと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

今、部長のほうから答弁がありましたけれども、6月12日に愛知県がこの貧困率調査へ踏み切るというふうに出ています。これは各自治体がほとんど貧困について、実態調査をこれまで愛知県はされてないということで行われるんですけれども、全ての子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育つ環境を整備するためには早急の調査が必要と判断し、急遽実施を決めて、調査結果は17年度以降の施策に生かすというふうになっています。

貧困問題といっても、一概にこの日本の全体の中では把握し切れない、なかなか貧困の状態がつかめないということを言われています。南知多町においても、各大きな市町に比べたら貧困の状態というのは把握しにくい、そういったことをよく言われるんです

けれども、独自に、今、教育委員会のほうに聞いて、子供の片親家庭ですけれども、ひとり親家庭だけが貧しい、大変だということじゃないんですけれども、その実態調査は貧困問題にもつながってくるんじゃないかなということで、一応学校教育課のほうで調べていただいたんですけれども、南知多町は小学校・中学校、保育園は調査をまだしていませんけど1,154人、世帯が今896世帯、そのうち109世帯のうち115人がひとり親世帯となっています。それは896世帯中109世帯、115人ですけれども、10人に1人か2人がひとり親世帯というふうに言われています。あのアンケートで何か全国的に見ると、ひとり親世帯というのは、生活実態、特に厳しい、困窮しているというふうなことが言われています。

私自身もひとり親世帯の家庭が今どういう状態なのかということで、いろんな人に伺ったんですけれども、やはり非正規雇用で働いていて収入が少ない、母子家庭なんですけど、収入が少ないから2人の子を育てるのにパートで働いて、なおかつ内職をしている。ダブルワークという言葉がありますけれども、そういう実態のお母さんも中には見えます。

ひとり親世帯ということで、親と同居しているからそんなに大変じゃないように思われるけど、実際は親と一緒に生活していても、親も年金で生活が苦しい、病気になっているとか、いろんな事情があったりすると、親と一緒に生活しているから住む場所は困っていない、食事にも少しは助かるんだけど、実態は厳しいんだよというふうな意見も聞かれます。また、ひとり親世帯に限らず、両親2人がそろっていても、自営業で収入がアンバランスでなかなか生活実態が苦しいということもいろいろ聞かれます。

ただ、そういうことがあって、実際に南知多町では、貧困家庭の実態というのはつかみにくいという部分もあるんですけれども、まず専門の部署を設けて、一番に実態をつかむところから始めるというふうにお聞きしたんですけれども、南知多町の子ども・子育て支援事業計画を見ますと、乳児家庭全戸訪問事業、それから養育支援訪問事業などがあると思います。このことによって子供の家庭の実態調査、本当に困っていないかどうかということ进行调查ができると思うんですけれども、そういった面で、町としてはまだ実態調査はされていないと思うんですけれども、こういう事業を通して実態をまず調べるができると思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、滝本君。

○保健介護課長（滝本 功君）

ただいまの御質問でございますけれども、そういった貧困対策のためにこうした乳児家庭全戸訪問事業等をやっておるわけではないんですけれども、今現在におきましても、保健介護課では保健師が妊娠届の受け付けの時点から妊婦や乳児にかかわっていております。そのかかわりの中で、経済的な面も含めまして、養育環境等に特に問題があると判断できるような場合におきましては、役場内の関係各課にも情報提供いたしまして、連携して対応を協議しておりますので、結果的にはそういったことはできておると思っております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

国の支援計画によりますと、やはり子供のころからそういった実態調査を各市町村がする責務があるんじゃないかというようなことも言われています。もしそういった貧困に対する支援計画、また作成できるようでしたら、今後取り組んでいただきたいと思えます。

今、貧困対策の大綱には、プラットホームという言葉が書かれています。やはりその中で学校を中心に子供たちの貧困問題、そういったことを養護の先生、子供の健康問題から通じて発生する養護問題やソーシャル・ケースワーカーの方たちとつながっていく。今大事なことは、子供の教育問題と、それから保健衛生の立場、いろんな立場でつなげていくということが大事だというふうに言われています。その辺は各課で連携しながらしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、質問 1 - 2、子供食堂と無料塾について、町はどのように把握しているかにつきまして答弁させていただきます。

議員の言われる子供食堂とは、経済的に厳しかったり、ひとり親で食事の支度がままならなかったりと、さまざまな事情を抱えた子供たちに無料や低価格で食事を提供する

食堂のことと考えます。また、無料塾とは、経済的な面で塾に通うのが困難である子供たちを対象に、無料で子供たちに勉強を教えてくれる塾のことと考えます。

子供食堂や無料塾は、NPO法人や個人など民間の取り組みであると思いますが、現在、町内にあるかどうかは把握できておりません。

なお、子供食堂や無料塾ができた場合につきましては、必要に応じて施策を検討していくものと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今、親の中にも土曜日・日曜日、子供たちを預かってもらってみんなで御飯を食べたり、そういう場所がないかなというふうな声も聞こえてきます。そういった、今、全国的には無料塾と、それから子供食堂、別々じゃなくても一緒に捉えて、子供たちの支援としてやっているところがふえていますので、行政も支援するというのがふえています。また、南知多町にもそういうところができたら、ぜひ支援していただきたいと思っています。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問 1 - 3、就学奨励費について、南知多町における支給状況の特徴はどうかということにつきまして、答弁させていただきます。

本町における就学援助制度としましては、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に給食費、学用品費、修学旅行費、キャンプなど校外活動費などを援助しています。

今年度の 5 月 1 日現在の児童・生徒の就学援助の認定者数は 81 名で、内訳としましては、小学生が 50 名、中学生が 31 名であります。全体の児童・生徒に占める割合は約 7 % でありまして、少なくともここ 5 年間はほぼ同じ割合で推移しています。以上であります。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

この中では、キャラバンのほうでも応えていただいているんですけども、PTAとか生徒会、クラブ活動費、また眼鏡やコンタクトレンズなどの追加補助をしてはどうかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

今、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費ですかね、援助対象に加えたらどうかという御意見をいただきました。

現在では、私どもが援助させていただいておるのが、義務教育である授業に必要な経費について重点を置いて援助をさせていただいております。クラブ活動費や生徒会費ということになりますと、全校を全部調べたわけではありませんけれども、例えば師崎地区の小・中学校については、クラブ活動費、生徒会費は集めてないという話も聞きますし、また金額についても、全町的にもばらつきがあるんだろうというところがございます。

同じくPTA会費についても、各校金額にばらつきがございます。加えてPTAというのは、会の名称のとおり、親と教師が学び合う会というところがございますして、授業に直接的に必要な経費かというところではないんじゃないかというところで、現在補助対象としておりません。したがって、現時点におきましては、そういった経費を新たに援助の中に加えるということは考えていません。以上であります。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、要保護の児童・生徒はいないということで、準要保護の生徒のみというふうになっています。ことしの予算書を見ると、小学校・中学校を合わせると約700万ぐらいの補助が出ているんですけども、眼鏡の補助とか、それからPTA会費、そういったところもできない予算ではないと思います。また、これから先もぜひ検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問の1－4の生活保護の生活扶助費引き下げに伴う就学援助費の基準所得はどうかということにつきまして、答弁させていただきます。

本町におけます就学援助の認定基準は、要保護者、生活保護者に準ずる程度に困窮していると認める者といたしまして、生活保護法における保護基準の1.3倍未満の世帯といたしています。

なお、この生活扶助基準の見直しに伴いまして、国の就学支援制度への対応といたしましては、見直し前の平成25年度当初の就学支援を受けていた者については、見直し以降も引き続いて補助対象にすることとしたという通知を受けまして、私どもにも同様の扱いの依頼を受けているところでございます。

本町としましても、平成25年度当初認定者が26年度以降も引き続き同じレベルの所得の場合において、引き続き認定されているかどうか確認するようにはしておりますが、現在まで平成25年度当初認定者で平成26年度以降、認定が却下されたという対象者はございません。

なお、現在28年度当初認定者につきまして、この6月に27年度所得が確定したことを受けまして、当該所得によって再認定のチェック事務を進めております。仮に25年度当初認定者において却下者がこの時点でも出た場合においても、現在の所得において25年度の基準で満たしておれば、国と同様、引き続き認定していくという方針でおりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

25年度から受けていた方が、28年度に却下されないように願います。

今、生活保護基準ですけれども、毎年下げられています。本当に生活が厳しい方がふえています。今までの1.3倍から1.5倍に引き上げたらどうかというふうに思うんですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

平成26年の12月議会で同様の質問をいただきまして、今回の生活保護基準の影響が大きいようであれば、その段階で検討させていただきたいという答弁をさせていただいたように記憶しております。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、現段階でそういった却下されている人がいないということ、それから現在、認定者の8割を占めておる、例えばひとり親世帯における試算にあつては、引き下げ前と現在では年収ベースで3万6,000円の引き下げにとどまっているということ、それからまた児童扶養手当の他市町の状況ですが、知多管内においても、児童扶養手当の基準によって対応しておる阿久比町、東浦を除いては、大府市が1.2倍、他の4市3町は私どもと同様、生活保護基準の1.3倍未満世帯を基準といたしております、決して低いというふうに考えてはおりません。したがいまして、現時点において1.3倍未満の基準を変更する考えはございません。以上でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

1.3倍という基準です。再度1.5倍まで引き上げたらどうかということを訴えて、次をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1－5の国が責任を持って国の制度として行われるべきものだと考えるが、国に要望すべきではないかということにつきまして、答弁させていただきます。

こうした要望は、一市町としてではなく、例えば県全体としての要望が可能かどうか、今後、機会を捉えて相談してまいりたいと考えています。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6番（山下節子君）

ぜひお願いします。

やはり消費税が8%に上がったこととか、そういうことから踏まえても、子育て世代の生活が大変になってきています。積極的に推し進めてほしいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

質問1－6の憲法26条、義務教育はこれを無償とするの立場から学校給食を無償とすることが求められているが、いかがかということにつきまして、答弁をさせていただきます。

学校給食に係る費用負担につきましては、学校給食法第11条によりまして、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費、そして学校給食の運営に要する経費、それ以外の経費につきましては、児童・生徒の保護者の負担とするということと規定されております。この法律の規定に基づきまして、保護者の方には給食の食材費相当分のみ御負担いただいております。今後とも保護者の方に御負担いただこうと考えております。

なお、消費税が5%から8%に引き上げられたことを受けまして、給食の質の低下を招かないよう臨時的な措置といたしまして、保護者の負担は据え置いた上で、平成27年度におきましては、食材費の約3%相当額を町の負担とさせていただきます。

また、真に生活に困窮していると認められる御家庭に対しましては、先ほどの就学援助制度によりまして給食費は無料とさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

就学援助にも補助の対象になっているということは、その辺、努力していることはわかります。

今、全国的に給食費の無料化が進められています。24年度の調査では122の小・中学校が軽減、無料というふうになっていきますけれども、この2年後の26年の調査では、給

食費の補助が122から199に、そのうち45自治体が完全無料。2008年のリーマンショック以来、貧困対策と移住促進として導入する例が目立っています。

南知多町では、来年度からは18歳までの子供たちの医療費無料化ということが決められて、それは一つの進歩だと思います。でも、子供の給食費の無料化に向けても、軽減なり、そういった方向に向けていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

給食費の無償化というところでございますが、現在、保護者の方に御負担いただいております例えば27年度前年度の学校給食費の徴収金につきましては、合計で6,125万8,000円でありました。無償化への影響額は多額でございまして、町の財政への影響は大変大きいものと見込まれまして、現在のところ考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

無償化とまでは行かなくても軽減を考えていただきたいというのは、今、子供の1年間にかかる1人当たりの学習費というのを調べたんですけれども、公立の小学校で大体年間30万5,807円、これは24年度の調べです。公立の中学校で子供1人に当たる学習費ですけれども45万340円、26年度の一番新しい調査なんですけれども、小学校年間32万1,708円、公立の中学校48万1,481円、これは総務省の調べです。子供の教育にかかる経費が家計に物すごく大きな負担を与えていると思うんですけれども、この中には塾とかお稽古事も入っています。親としては、やはり子供たちに継続して塾もお稽古事などもやりたいというふうな切実な思いがあるんですけれども、やはりここで教育費がこんなにかかっている、大変なんだというところで、食育の立場から給食費、子供の体をつくる大事な食育の立場から、そういったことに視点を置いて、無償じゃなくても軽減をしてほしいというふうに考えます。

人口減少ストップ、町長が掲げていますけれども、中には子供たちが人口減少にならないように、それから移住促進などを掲げてこういう対策をやっている地域があるんですけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

学校給食費を無料化するという方向での移住促進とか、そういう手だてとしての方法は考えておりません、現在のところ。以上でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

一概に完全に無料化とかは言っていません。やはりこれも一つの子育て支援の対策として、少しでもいい、軽減措置につなげていただけたらなあと思います。

もう1つ、子供の給食については、国連教育科学文化機関のユネスコで無形文化財遺産の登録をされています。この給食の内容については、バランスがいいということで世界に認められています。認められた和食が、実は子供たちには縁遠くなりつつある。誰もが貧しかった戦後、高度成長、バブル期、それぞれに給食の時間の捉え方には違いがあった。格差、和食離れの時代を迎えて食育に重きを置く、給食の時間はこれまでとは違う考えの意味を持つということもあります。ぜひ給食についても、広い範囲で考えていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは御質問2-1、これまで以上に住民に対する影響が大きく、慎重な対応が必要になってきますが、いかがお考えかについて答弁させていただきます。

平成26年度の特措法の施行に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年5月に施行され、特措法第14条第2項の規定により、所有者等に対し勧告がされた特定空き家等の敷地の用に供される土地については、住宅用地に対する固定資産税の特例の適用対象から除外されることになりました。

これに伴い、固定資産税は200平米以下の部分の敷地は課税標準額を6分の1、200平米を超える部分の敷地は課税標準額を3分の1とする特例措置の対象から除外され、課

税額が上がることとなります。勧告の実施により税制上の負担が生じることになるため、勧告の対象者に対しては、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う結果を明確に示す必要があると考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

特措法ができましたけれども、この特措法は、町が今条例ができていますけど、それに加われば強制力を持つのかどうか、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

この特措法と町の条例の関係につきましては、特措法が上位になりまして、町の条例はその下ということで、法律のほうが優先されます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

危険空き家について、解体が進まないのは解体費用が高額なこと。そして解体すれば固定資産税が上がる、そういったことで、やはり皆さんはちゅうちょしておられます。実際にこれを払っていくのは大変厳しいです。やはり今までどおり、町がしっかりと住民の皆さんの意見、審議会においてきちっと取り入れながら、強制力を持つというふうではなくて進めていっていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問 2-2、特措法のガイドラインでは、地方自治体が空き家の実態調査とデータベース整備の努力、空き家や跡地の情報提供、活用のための対策の実施が必要になりましたが、いかがお考えかについて答弁させていただきます。

特措法第11条では、データベースの整備その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしてされており。

町におきましては、平成27年度に策定した南知多町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生加速化交付金を活用し、今年度、空き家・空き地の有効活用や移住促進を目的として、町内の全ての建物を対象に実態調査を行い、来年度に空き家等対策計画を策定する予定でございます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

この中に適切な管理ができていない空き家があると思うんですけども、そういった空き家に対しては、文書を送るだけじゃなく、面談とか電話で話をしているといったこともあるのでしょうか。これはデータを集める上でも大変貴重なことだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

危険空き家の所有者に対しては、文書をまず送りますが、その後についても、相手方と話をしている解決策を進めていくようにしております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

これまでやってきたことは、危険空き家の調査だったと思います。今度は空き家全体を調査するということになると思うんですけど、その調査についてはどのように行いますか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

実態調査につきまして、答弁させていただきます。

本年度実施する空き家実態調査につきましては、企画部地域振興課において空き家バンク制度の充実を図るため、町内全ての建物を対象に、現地において外観及び電気・ガス・水道等の使用状況から空き家等に該当するかどうかの判断をするものでございます。

なお、この調査結果の一部につきましては、来年度予定しております空き家等対策計画の策定に係る基礎資料として活用を図りたいと考えております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

済みません。次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問2-3、危険度判定60件、危険除去済み7件となっています。その内容はどのようなになっていますかについて答弁させていただきます。

制度の始まった平成26年度から昨年までの間、建築士に委託して建物の老朽化や破損の程度、周辺への危害や侵入のおそれについて危険度判定を行ったものは60件です。そのうち危険が除去された物件は7件であり、その内訳は、侵入防止の措置を行ったものは3件、取り壊しが完了したものが4件です。残りは措置が必要とされている物件であり、経過観察、一部修繕が必要なものが9件、危険空き家として所定の安全措置や大規模修繕や除却が必要な助言の対象になっているものが44件でございます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

危険な空き家については、今、44件、これは除去の必要があるというふうに捉えているんですけども、今年度までに審議会に諮って措置された内容が、助言・指導が43件になっています。また、これから審議会に諮られると思うんですけども、この44件については、すぐに措置をしなければいけない状態なのか、また少しでも改善ができていればどうなのかという、その辺の細かいところはわかりますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

44件の内訳について申し上げます。

44件の内訳としまして、除去が必要なもの21件、大規模修繕が必要なもの18件、所定の安全措置が必要なものが3件、侵入防止措置が必要なものが2件で計44件となっております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

除去が必要なものが21件というふうですけれども、この状況を見ていると、本当にこの状態が進むのかなという不安があります。そこで特措法を持ってきて強制力を持たせることはどうかなというふうに思うんですけれども、やはり自分たちのうちの周りを見回してみても痛切に感じるのは、本当に今壊してもらわないと、地震があったとき、それから火事、いろんな災害のときに自分のうちはどうなるんだろうというふうに不安を抱えている人が見えます。でも、実際に持ち主ときちっと折衝ができていなくて、判断してくれなければ、近隣の人たちは本当に不安な毎日を送っている、そんな状態です。一刻も早く、この条例に沿って進むことと、それからできるだけ金銭的な強要はしない、そういう思いでいっぱいです。ぜひ進めるようにしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問2-4、空き家の外壁が飛んでくる、草木・害虫に悩まされているといった相談に対してどのような対応を講じていますかについて答弁させていただきます。

町に対して空き家に関する情報提供があった場合には、町職員が現地に向かい、空き家かどうか、空き家の状況等について所定のチェックシートに基づき確認をいたしております。その結果、空き家であると判断した場合には、専門家である建築士に依頼して危険度判定調査を行い、空き家等対策審議会の審議結果に応じて、空き家の所有者等に

対して助言等の措置を講じていきます。

草木・害虫など情報提供の内容や現地確認の結果、建物自体の危険性がないと考えられるような場合につきましては、町から所有者等へ連絡し、障害物の除去の依頼をさせていただきます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

外壁が飛んでくる、またシロアリの問題とか、住民の皆さんの中にはいっぱい不安があります。空き家があって、そういった問題があるということは、物すごく苦しんでいる方がたくさん見えると思います。そういったときに、町の対応が遅いとか鈍いといったこともよく聞かれます。

まずこの空き家の問題にしても、実際どこまでできるのかどうか分からないというところもあると思いますけれども、できることはしっかりと早く前に進めていただきたいと同時に、管理ができているということが、今すごく求められると思います。危険な空き家にしないように、うちを劣化させないようにするにはどうしたらいいか、そういうことも含めて空き家問題の対策を急いでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（松本 保君）

以上で山下節子君の一般質問を終了いたします。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 13時44分]

